

令和元年12月 9日

一般社団法人 東京建設業協会 御中

国土交通省 関東地方整備局
道路部 交通対策課

大型車両の通行適正化に関する啓発活動への協力について（依頼）

日頃より、国土交通行政にご理解、ご協力頂きまして有難うございます。

国土交通省関東地方整備局では、深刻な道路の老朽化問題への対策として、各業界団体への説明会等による啓発活動により、大型車両の通行の適正化を推進する取り組みを行っております。

一方で、重量超過車両の走行が後を絶たず、その要因の一つとして、運送事業者と荷主との関係が少なからず影響していることが想定されることから、荷主及び運送事業者の各業界団体を対象に広報・啓発活動を継続的に実施しております。

昨年に引き続き、建設業界関連団体を対象者として啓発活動を実施することとしておりますので、本取り組みの趣旨にご賛同を頂き、貴協会会員企業に対して大型車通行適正化に関するアンケート調査へのご協力をお願いします。

記

1. アンケート実施期間

アンケート依頼到達日～令和2年1月24日（金）17時まで

2. アンケート対象者

工事に携わる監理技術者、主任技術者、工事主任、現場代理人等

3. アンケート回答方法

①アンケート用紙（紙媒体）または②アンケート回答フォーム（Web）

①アンケート用紙（紙媒体）

下記宛先に1月24日（金）17時までにファックスにて返信くださいますようお願いいたします。

【アンケート調査受託者】

(公財) 日本道路交通情報センター 調査部 江田、清水宛

FAX番号 03-3265-6028 (電話番号 03-3261-7672)

②アンケート回答フォーム (Web)

下記URLにアクセス頂き、ご回答くださいますようお願いいたします。

URL : <https://forms.gle/yQ1pzNv9juP3K2hD6>



4. アンケート結果の取扱い

アンケート結果は、現状把握及び今後の広報・啓発活動の参考としてのみの活用とし、公表の有無に拘わらず個別企業名は開示いたしません。

以上

～アンケートは FAX にてご返信ください～

返信先：公益財団法人 日本道路交通情報センター 調査部 江田、清水宛

FAX：03-3265-6028

1月24日（金）17時までにご返信願います。

大型車通行適正化に関するアンケート調査

皆さまには、日頃から国土交通行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

年々深刻化する道路の老朽化問題に関連して、大型車両（特殊車両）を使って荷物輸送をお願いする立場の皆さまへアンケート調査を実施し、現状把握と共に、広報資料作成の参考とさせていただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙の中お手数をお掛けしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答いただけますと幸いです。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会事務局 国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課 中嶋

【アンケート調査受託者】公益財団法人 日本道路交通情報センター 調査部 （担当）江田、清水

アンケートに関する問合せ先：03-3261-7672 提出先 FAX：03-3265-6028

＜以下の質問1～13までご回答ください。＞

質問1. 右のイラストを以前に見たことがありますか？

回答 ①見たことがある ②見たことがない



質問2. 全国的に道路（橋等）が老朽化している問題をご存知ですか？

回答 ①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない

質問3. 重量オーバーの大型車両の走行が道路（橋）の劣化に対して大きな影響を与えることをご存知ですか？

回答 ①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない

質問4. 一定の重さや大きさを超える車両（＝特殊車両）を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請を行い、許可を得なければならないことをご存知ですか？

回答 ①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない

質問5. 車両に荷物を積む場合に、最大積載量（車両に積載できる貨物の最大限度の重量）があることをご存知ですか？

回答 ①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない

質問6. 通行する経路によっては、道路法（車両制限令）に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？

回答 ①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない

質問7. 重量オーバーを含む車両制限令違反が繰り返し行われた場合、道路管理者が是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合は、違反者の名称等が公表されることをご存知ですか？

回答 ①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない

＜ 次ページへ続く ＞

質問 8. 道路劣化の主要因とされる重量超過車両への対策強化のため、現地取締りで総重量が基準の 2 倍以上の超過と確認された場合、違反者に対し即時刑事告発が実施されることをご存知ですか？

回 答	①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない
-----	--

質問 9. 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度の内容をご存知ですか？

回 答	①よく知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③全く知らない ④わからない
-----	--

質問 10. 本アンケートを記載された方についてお伺いいたします。属性 1～3、5 について、該当する箇所に○を付けてください。また、属性 4 についてご回答ください。※個人名、会社名のご記載は不要です。

属性 1	役 職	①経営者（職） ②管理職 ③実務担当者 ④その他（ ）
属性 2	勤続年数	①1 年目 ②2～5 年目 ③6～10 年目 ④11～20 年目 ⑤21 年目以上
属性 3	特殊車両※ の利用有無	①特殊車両を 1 台以上利用している ②特殊車両は利用していない ③どのような車両を利用しているかわからない ※一般的に、幅 2.5m、長さ 12m、高さ 3.8m、総重量 20t のいずれかを超える車両のことを「特殊車両」といいます。
属性 4	貴社の主要な取扱品目について（多数 ある場合は代表的なものをいくつか記載 ください）	
属性 5	上記の主要な取扱品目（積荷）の運 送主体は次のうちどちらでしょうか？（代 表的な形態を 1 つ選択）	①自社で運送 ②子会社 ③提携会社（協力会社） ④運送事業者へ委託 ⑤都度発注 ⑥その他（ ）

質問 11. 貴社が運送事業者を選定する際に重視している点を教えてください。（複数回答可）

回 答	①自社の物流部門がある ②物流子会社がある ③昔からのなじみ ④指定時間の遵守 ⑤運賃の安さ ⑥無事故の経歴 ⑦その他（ ）
-----	---

質問 12. 特殊車両を利用する輸送において、委託先（または自社等）の運送事業者が特殊車両通行許可証を取得しているか否か、把握されていますか？（※質問 10 属性 3 で①と回答された方のみご回答ください）

回 答	①把握している ②把握していない ③わからない
-----	-------------------------------

質問 13. 運送事業者への依頼の際に、特殊車両通行許可証の取得手続きに要する時間やコストへの配慮はしていますか？（※質問 10 属性 3 で①と回答された方のみご回答ください）

回 答	①配慮している ②やや配慮している ③あまり配慮していない ④配慮していない
-----	---

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。